

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市では、2019（平成31）年2月現在、国指定の文化財が19件、茨城県の指定文化財が69件、水戸市の指定文化財が102件あり、合計190件の指定文化財があります。また、国の登録有形文化財が4件あります。これら多くの有形・無形文化財は、文化財保護法や茨城県文化財保護条例、水戸市文化財保護条例などのほか、関係法令に基づき、所有者や管理者に適切な助言や支援を行い、歴史的環境の形成の上で欠かすことのできない文化財の保存と活用に努めています。

2018（平成30）年、市内に所在する文化財を調査し、計画的に保護、保存、活用を図るため、「水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）」を策定し、その推進に努め、効果的な保護、保存、活用を図っています。また、同年に指定文化財や国の登録有形文化財に指定・登録されていないものの、市内で伝えられてきた地域文化財を広く周知するために「水戸市地域文化財」制度を開始し、様々な文化財を後世に伝えるための取組を進めています。

近世水戸の教育遺産である旧弘道館、常磐公園（偕楽園）、旧水戸彰考館跡、日新塾跡、大日本史は、2015（平成27）年に足利学校跡（栃木県足利市）、旧閑谷学校（岡山県備前市）、咸宜園跡（大分県日田市）とともに、日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」に認定され、4市が連携して、優れた教育遺産群を幅広く知ってもらうための事業を進めています。

一方、文化財の老朽化や後継者の不足の進行、文化財に関する効果的な情報発信の不足も生じています。

今後は、国や茨城県、そして他市町村などにより一層の連携を図り、将来的な文化財保存活用地域計画の策定も考慮しながら、幅広い文化財の保存・活用を図ります。

具体的には、歴史的風致形成建造物、指定文化財、又は登録有形文化財に指定・登録された歴史的建造物等について、整備（耐震補強・修理・復元を含む。）を行って保存を進めるとともに、観光資源等として活用します。歴史的建造物等周辺の公共施設については、歴史的背景や景観に配慮し、その他建築物については形態意匠の誘導や屋外広告物等の規制等により、歴史的建造物等と調和した景観形成を進めます。

次に、新たな歴史的風致形成建造物、指定文化財、又は登録有形文化財への指定・登録に向け、未指定文化財の調査・研究を進めます。指定・登録された歴史的建造物等についても、新知見やさらなる活用方法を検討するため、調査・研究を進めます。

あわせて、文化財を後世に伝える後継者の育成を図るため、所有者や管理者へ支援を行います。民俗芸能等については、保護団体と協働し、発表機会を提供する等、活動の活性化を図ります。

そして、広報誌やホームページ、SNS等を通して、文化財や歴史的風致に関する情報発信に取り組みます。また、多言語化に対応した文化財説明板を設置し、水戸を訪れる人々に水戸の歴史・文化について理解の促進に努めます。さらに、普及啓発を通して、市民の文化財や歴史的風致に対する意識醸成を図ります。

(2) 文化財の整備・修理に関する方針

文化財の整備・修理については、所有者・管理者等との連携を図りつつ、定期的に巡視を実施して現状を把握しながら、必要に応じて行います。

修理に当たっては、原状復旧を基本として実施します。さらに、建造物の解体修理など大規模な修理にあわせ現地詳細調査及び資料調査などを実施し、新たな知見に基づく文化財価値の再評価に努めるものとします。

整備については、文化財保護法をはじめ、茨城県や水戸市の文化財保護条例に基づき、過去の記録調査などの成果とともに、類例について確認を行い、それらの知見を踏まえながら、関係機関との連携や専門家の意見聴取を図るなど、総合的な見地から進めます。また、市として応分の負担で事業費の補助を行い、市文化財保護審議会からの適切な助言を得ながら必要な技術的支援を行うものとします。

未指定の文化財については、所有者や管理者及び関係機関とも協議しながら検討し、各補助制度を活用しながら、整備・修理を行います。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市では、文化財を保護、保存、活用する施設として、総合博物館である「水戸市立博物館」や考古資料を扱う「水戸市埋蔵文化財センター」、農耕道具を扱う「大塚農民館」、さらに内原町の歴史や満蒙開拓青少年義勇軍に関する貴重な資料を扱う「内原郷土史義勇軍資料館」などが存在します。文化財の収蔵、展示を行うため、今後もそれぞれの施設の機能の充実を図ります。また、市内に立地する茨城県立歴史館や茨城県近代美術館といった茨城県施設との連携を深めます。さらに、文化財が所在する現地で、文化財の内容が理解できる説明板の設置を進めます。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう注意して、保全します。このため、景観法、都市計画法及び本市の独自条例による規制、制度の積極的に活用し、建築物の形態意匠の誘導や屋外広告物等の規制等により、歴史的建造物等と調和した景観形成を目指します。文化財周辺の景観を阻害すると認められた場合は、所有者や管理者と協議を行い、改善を図ります。

歴史的風致の維持・向上を図るための整備事業や文化財を活用するための施設を整

備する場合は、文化財及びその周囲の景観との調和に配慮することとします。公園及び道路等の公共施設についても、歴史的背景や景観に配慮した整備を目指します。

(5) 文化財の防災に関する方針

所有者や管理者との連携を密に行い、管理を徹底し、定期的な見回りを行うことで、自然災害や、故意・過失に関わらず人為的な行為により文化財が被害を受けないよう心がけます。また、文化財の規模、構造、配置などに応じて、防災、防火の管理者、火元責任者を決め、防災体制を整えます。

万一災害が発生した際には、迅速に対応するため、自動火災報知設備や消防機関への通報設備を設置し、初期消火活動を円滑にするため、取り扱いが簡単な消火器や消火栓設備などを設置するよう所有者や管理者へ促します。さらに、非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、所有者や管理者と連携して、定期的に防災訓練を実施します。

さらに、文化財が被害を受けた場合には、修復等を含めて、速やかに対応します。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市の特色ある普及・啓発活動として、水戸にゆかりのある史跡を訪ねる「史跡めぐり」や子どもとその保護者を対象に、水戸の歴史と文化を紹介する「水戸郷土かるた」で歌われた場所を巡る「水戸郷土かるためぐり」が挙げられます。今後もこのような事業を継続するとともに、各種イベントや講座等の実施による普及啓発を通して、市民の文化財や歴史的風致に対する意識醸成を図ります。

また、水戸市立博物館や水戸市埋蔵文化財センターでは、展示や調査、研究から得られた成果を生かし、講座や体験学習を行っています。これらの事業を通して、参加者が文化財への理解を深めることができることから、今後も継続して実施します。

さらに、文化財が所在する現地で、文化財の内容が理解できる説明板や解説資料を充実させるとともに、ホームページやSNS等を活用した情報発信を実施することで、より一層の文化財への理解を深め、保存及び活用に向けた機運の醸成を図ります。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市では、市内の埋蔵文化財保護に係る業務を担当する水戸市埋蔵文化財センターにおいて、埋蔵文化財包蔵地における記録保存や史跡整備のための発掘調査を実施しています。そのうえで、水戸市埋蔵文化財包蔵地分布地図を作製し、包蔵地範囲内における文化財保護法に基づいた手続きに対する指導・助言はもとより、周知の包蔵地範囲外であっても、その近接地においては、当該地域の周辺における既知調査や現地踏査等の結果を慎重に検討し、それらの情報を事業主に提供するとともに、場合によって試掘・確認調査を行うことへの協力を求めるなど、埋蔵文化財の保護を積極的に

進めてきました。その結果、著しいデータの蓄積がみられました。

今後は、必要に応じて最新データを盛り込んだ埋蔵文化財包蔵地分布地図の改定作業を進めながら、埋蔵文化財包蔵地の周知と、文化財保護法に基づく適正な取扱いを推進します。また、出土した資料については適切に保管するとともに、調査研究を進めて埋蔵文化財センターで展示を行うなど、有効に活用します。

(8) 文化財行政の体制と今後の方針

本市の文化財行政については、教育委員会事務局に歴史文化財課を設置し、文化財の保護、保存、活用に関する業務全般を実施しています。また、水戸市大串貝塚ふれあい公園内に水戸市埋蔵文化財センターを設置し、業務分担を図るとともに、水戸市立博物館などとの連携により文化財の保存・公開に努めています。

文化財行政の諮問機関としては、水戸市文化財保護審議会条例に基づき、水戸市の附属機関として水戸市文化財保護審議会を設置しています。審議会は、教育委員会の諮問に応じ文化財の保護、保存、活用、その他必要と認められる事項に関し調査・審議し、教育委員会に建議できることとなっています。今後とも、審議会は本市の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関し、指導的立場を發揮し、本市の文化財保護について積極的支援を行うものとしします。

表5-1 歴史文化財担当職員 2019（平成31）年2月現在（人）

	全職員 (嘱託職員)	専門性を持つ職員 (嘱託職員)
歴史文化財課	11 (3)	5 (1)
市埋蔵文化財センター	10 (6)	8 (4)
市博物館	6 (1)	3 (0)

表5-2 市文化財保護審議会委員一覧 2019（平成31）年2月現在

団体名・役職名等	専門分野
茨城県考古学協会顧問	日本考古学
茨城県立歴史館首席学芸員	民俗学
茨城県生物の会会長	天然記念物
六地藏寺住職	文化財管理・所有者
水戸市史跡等整備検討専門委員	仏教美術史
八幡宮宮司	文化財管理・所有者
茨城県立歴史館史料学芸部長	文献史学
文化財建造物保存技術協会前評議員	建築史学
水戸市立博物館協議会委員	美術史（絵画）
水戸史学会会長	文献史学

また、史跡整備に係る諸事業について、史跡等整備専門委員会議を開き、専門委員による会議において、指導・助言を受けながら進めます。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では、小学校区を単位とするコミュニティ組織が確立され、地域活動の中核を担っているほか、まちづくりに関わる団体やNPOが設立され、本市の歴史的背景を生かしたまちづくりを含め、様々なテーマで積極的に活動を行っています。こうした状況を踏まえ、各種団体との連携や協働を図り、必要に応じて支援を行っています。

今後とも、このような各種団体の多様な活動をさらに活発にするため、必要な情報提供や後継者の育成を支援します。また、各種団体と協議し、発表機会を提供するなど活動の活性化を図ります。

文化財保護・活用に関わる主な団体

ア 無形文化財・無形民俗文化財の団体

- ・大串ささらばやし保存会
- ・大野みろくばやし保存会
- ・杖友会（田谷の棒術保存会）
- ・水府流水術協会
- ・杉崎芸能保存会
- ・大根むき花保存会
- ・水戸市民俗芸能団体協議会
- ・水戸大神楽（柳貴家勝蔵社中、柳貴家正楽社中）
- ・水戸太鼓保存会
- ・水戸東武館
- ・水戸盆唄保存会
- ・水戸若鷺会
- ・向井町散々楽保存会

イ 景観向上などに関わる地元の団体

- ・備前堀景観推進協議会
- ・保和苑周辺史跡観光連絡協議会

ウ ボランティア団体

- ・歴史アドバイザー水戸
- ・偕楽園公園を愛する市民の会

エ 研究会

- ・茨城県地方史研究会
- ・水戸史学会

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定の文化財が、旧弘道館（正庁・至善堂・正門附塀）や八幡宮本殿、薬王院本堂といった建造物3件を含む11件が指定されています。また、国の登録有形文化財は3件、県指定文化財は建造物5件を含む38件あります。さらに、市指定文化財は建造物6件を含む48件が指定されています。

これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な要素であり、文化財保護法や茨城県文化財保護条例、水戸市文化財保護条例のほか、関係法令に基づき、歴史的風致の維持・向上を図るため積極的な保存・活用を図ります。

既に茨城県が偕楽園（「偕楽園（史跡及び名勝常磐公園）保存活用計画報告書」2007年）と旧弘道館（「国指定特別史跡『旧弘道館』保存活用計画書」2017年）の保存活用計画を策定していますが、重要文化財について、同様に保護保存活用計画の策定を推進し、計画に基づき適正に保存、管理、防災、活用を図ります。

また、文化財の保存に必要な日常管理は、基本的に所有者又は管理者により実施されていますが、県が任命する文化財巡視員による定期的な現地パトロールを実施しており、今後とも継続して文化財の現状把握と不具合の早期発見に努めます。

さらに、新たな歴史的風致形成建造物、指定文化財、又は登録有形文化財への指定・登録に向け、未指定文化財の調査・研究を進めます。歴史的風致形成建造物、指定文化財、又は登録有形文化財に指定・登録された歴史的建造物等においても、新たな知見やさらなる有効な活用方法を検討するために、引き続き調査・研究を進めます。

民俗芸能、年中行事、伝統工芸等については、今後とも伝承保存と後継者の育成に努めるとともに、調査研究などにより新たな価値が見出されたものについては、積極的に指定等の価値付けを検討します。

【事業】

- 1-1 弘道館公園整備事業（2017(平成29)年度～2028(令和10)年度)
- 1-2 偕楽園公園整備事業（2007(平成19)年度～2028(令和10)年度)
- 3-1 水戸市民俗芸能文化財等伝承事業補助金交付事業
(2007(平成19)年度～2028(令和10)年度)

(2) 文化財の整備・修理に関する具体的な計画

第1期では、八幡宮拝殿及び幣殿の保存修理のほか、水戸城大手門と二の丸角櫓の復元整備事業などを実施しました（水戸城大手門と二の丸角櫓は継続中）。このような文化財の整備・修理に関しては、史実を踏まえて実施することとし、修理については、在来の工法、意匠、材料に基づくことを原則としています。第2期計画でも同様とし、水戸城大手門と二の丸角櫓の復元事業や、旧弘道館や常磐公園（偕楽園）の整

備・修復を行います。

旧弘道館や常磐公園といった国の重要文化財や記念物（史跡・名勝）の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）は、文化庁長官の許可が必要です。現状変更等が伴う可能性がある場合は文化財の価値を損ねないように、所有者や管理者、及び関係機関と事前に十分な協議、検討を行うものとします。また、県、市指定の文化財についても、その根拠条例に基づき適正な措置を行います。これら事業については、必要に応じて助成による支援を行います。

また、保和苑といった未指定の文化財等についても、整備によってその価値が損なわれないよう、計画段階から十分な協議・調整を行います。

【事業】

- 1-1 弘道館公園整備事業（2017(平成 29)年度～2028(令和 10)年度)
- 1-2 偕楽園公園整備事業（2007(平成 19)年度～2028(令和 10)年度)
- 1-3 保和苑整備事業（2016(平成 28)年度～2022(令和 4)年度)
- 1-4 水戸城大手門・二の丸角櫓復元整備事業
（2016(平成 28)年度～2020(令和 2)年度)

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する水戸市立博物館については、常設展及び特別展を通じ、郷土の水戸に関する資料を歴史、民俗、美術、自然等の各部門について収集、展示を行ってきました。今後とも指定文化財や様々な資料を展示するほか、郷土の歴史・文化を学ぶ場として積極的に活用します。

また、2015（平成 27）年に旧弘道館、常磐公園（偕楽園）、旧水戸彰考館跡、日新塾跡、大日本史が「近世日本の教育遺産群」として日本遺産に認定されたことから、弘道館や偕楽園などの情報発信や普及・啓発事業を強化します。

あわせて、第 1 期計画にて、回遊性を高めるために三の丸歴史ロードや備前堀歴史ロード、水戸学の道など整備を行うとともに、文化財等の案内板を設置してきました。今後は、外国人に対応した多言語表記による案内表示の整備を進めます。また、弘道館や偕楽園について、来場者が安心かつわかりやすく利用できるよう、建物の耐震化を進めるとともに、ガイドンス機能の整備等を行います。

【事業】

- 1-1 弘道館公園整備事業（2017(平成 29)年度～2028(令和 10)年度)
- 1-2 偕楽園公園整備事業（2007(平成 19)年度～2028(令和 10)年度)
- 4-4 歴史的風致情報発信推進事業（2007(平成 19)年度～2028(令和 10)年度)

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の文化財の周辺においては、景観法、都市計画法、独自条例による規制、

制度の積極的な活用を図ります。また、文化財及びその周囲の景観や環境に配慮し、歴史的風致の維持・向上を図るための整備事業を実施します。

歴史的景観との調和を進めながら、弘道館東側用地の整備や、千波公園の整備を行います。さらに、景観計画で定められた「都市景観重点区域」（備前堀沿道地区／弘道館・水戸城跡周辺地区）について、優れた都市景観づくりに寄与する行為について助成金を交付し、地区の歴史的景観と調和した景観づくりを推進します。

さらに、弘道館や水戸城跡周辺の三の丸地区について、電線の地中化や道路や沿道広場の整備を行います。

【事業】

- 2-1 弘道館東側用地整備事業(2014(平成26)年度～2019(令和元)年度)
- 2-2 千波公園整備事業(2018(平成30)年度～2028(令和10)年度)
- 2-3 都市景観形成助成事業(2003(平成15)年度～2028(令和10)年度)
- 2-4 水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業
(2016(平成28)年度～2020(令和2)年度)
- 2-5 三の丸地区周辺景観整備事業(2019(平成31)年度～2028(令和10)年度)

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

歴史的建造物について、国指定の重要文化財は消防法に基づく消防設備の設置が義務付けられているなど、防災対策が不可欠であるため、新たに指定された際には、設置事業費の支援を通じて速やかに設置に取り組みます。また、既存設備の老朽化や型式の適合しないものについても、速やかな設備更新を図ることとします。

また、所有者や管理者との連携を密に行い、管理を徹底して、文化財への定期的な見回りを強化するとともに、定期的な防災訓練を実施することで、自然災害や人為的な行為によって、文化財が被害を受けることがないよう体制の強化に努めます。さらに、文化財が被害を受けた場合は、迅速に修復を行います。

あわせて、ホームページやSNS等で文化財防火デーや防災訓練等に関する情報を発信することで、市民が文化財を災害から守る意識を高める機会とします。

【事業】

- 4-4 歴史的風致情報発信推進事業(2007(平成19)年度～2028(令和10)年度)

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存・活用に関しては、「史跡めぐり」、「水戸郷土かるためぐり」、文化財の現地説明会、郷土史講座などにおいて、文化財の保存・活用に関する普及・啓発を行ってきました。また、弘道館・偕楽園をはじめとする水戸の教育遺産群の日本遺産事業と世界遺産登録推進事業を通じ、出前講座、小学校～大学での講義、広報誌への掲載、新聞・ラジオ・テレビ等のメディア媒体を通じた普及・啓発、特別講演会の開

催、パンフレットの作成等を実施しています。

今後とも同様の事業を重点区域において地元の人々と連携しながら、積極的に実施することで、積極的な普及・啓発活動を推進します。また、文化財が所在する現地で、文化財の内容が理解できるよう説明板や解説資料を充実させるとともに、ホームページやSNS等を活用して情報発信に努めます。

さらに、民俗芸能を発表する場を設けることで、市民が幅広く民俗芸能に親しみ、興味関心を高める機会とします。

【事業】

- 3-2 民俗芸能実演支援事業(1991(平成3)年度～2028(令和10)年度)
- 4-1 文化財・まちなみ巡り事業(1977(昭和52)年度～2028(令和10)年度)
- 4-4 歴史的風致情報発信推進事業(2007(平成19)年度～2028(令和10)年度)

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域は、江戸時代の土地利用の性格から、水戸城跡(本丸・二の丸・三の丸・下の丸)と水戸城下町とその周辺に大別することができます。水戸城跡は、その全域が周知の埋蔵文化財包蔵地「水戸城跡」内に該当しています。そのため水戸城の復元はもちろん、城跡における一般の開発に際しても文化財保護法に基づき適切な取扱いを実施します。また、三の丸に位置する弘道館は国指定の文化財であることから、整備を行うにあたっては、文化財保護法に基づき適切な取扱いを実施します。

水戸城下町とその周辺について、偕楽園は国指定の文化財であることから、整備を行うにあたっては、文化財保護法に基づき適切な取扱いを実施します。その他、一部のエリアは周知の埋蔵文化財包蔵地「東照宮境内遺跡」「釜神町遺跡」「幸町遺跡」「並松町遺跡」などが該当しているものの、大部分は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していません。しかしながら、城と城下町の保護は一体のものとして捉える必要があることから、埋蔵文化財の包蔵状況の把握及び保護に努めることとします。新たな遺跡発見などがあった場合は、開発業者にできる限り理解を求め、記録保存はもちろん、必要に応じて遺構の保存に努めます。

【事業】

- 1-1 弘道館公園整備事業(2017(平成29)年度～2028(令和10)年度)
- 1-2 偕楽園公園整備事業(2007(平成19)年度～2028(令和10)年度)
- 1-4 水戸城大手門・二の丸角櫓復元整備事業
(2016(平成28)年度～2020(令和2)年度)

(8) 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

市都市景観条例に基づく都市景観市民団体として備前堀沿道地区の住民が組織する「備前堀景観推進協議会」では、都市景観市民協定により備前堀の歴史性に配慮し

たまちなみの形成を図っています。

また、「保和苑周辺史跡観光連絡協議会」では、地区内に数多く存在する文化財の活用に関する諸活動を展開しています。

偕楽園では、各種市民団体が清掃活動を実施しているほか、「偕楽園公園を愛する市民の会」は、偕楽園公園の歴史と自然を学ぶ講座やワークショップ、自然観察会等を開催しています。

その他、市民有志によるボランティア団体「歴史アドバイザー水戸」では、偕楽園、弘道館、保和苑など市内の名所旧跡にて来訪者を対象に歴史案内を実施しています。

これらの団体をはじめとする各種団体との連携や協働を推進しており、今後とも、重点区域におけるこのような活動をさらに活発にするため、必要な情報提供、人材の育成、事業への支援などを図り、官民協働による文化財の保存・活用につながるよう体制の強化を図ります。

また、民俗芸能団体に対して、伝承保存や後継者の育成を図るため、補助金を交付するとともに、芸能を披露する場を設けることで、幅広い周知を図ります。

【事業】

2-3 都市景観形成助成事業(2003(平成15)年度～2028(令和10)年度)

3-1 水戸市民俗芸能文化財等伝承事業補助金交付事業
(2007(平成19)年度～2028(令和10)年度)

3-2 民俗芸能実演支援事業(1991(平成3)年度～2028(令和10)年度)